

小型压力容器 定期自主点検要領・記録 (CL型用)

本装置を安全に末永くご使用いただくために、この点検要領・記録にそって年1回以上の定期点検を行ってください。また、その記録を3年間保存してください。
 本装置は、労働安全衛生法施行令第1条第6号に定める小型压力容器に分類され、法令による定期自主点検の義務があります。(以下枠内の法令参照)
 この点検で×がある場合は修理・調整が必要の可能性があります。弊社までご連絡ください。
 動画にて具体的な点検要領を確認いただけます。QRコードよりご参照ください。



労働安全衛生法

第45条 事業者は、ボイラーその他の機械等で、政令で定めるものについて厚生労働省令で定めるところにより、定期に自主検査を行ない、及びその結果を記録しておかなければならない。

第120条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する
 1 第45条の第一項若しくは第二項、

ボイラー及び压力容器安全規則

- 第94条**
- 事業者は、小型ボイラー又は小型压力容器について、その使用を開始した後、一年以内ごとに一回、定期に、次の事項について自主検査を行なわなければならない。ただし、一年をこえる期間使用しない小型ボイラー又は小型压力容器の当該使用しない期間においては、この限りでない。小型压力容器にあっては、本体、ふたの締付けボルト、管及び弁の損傷又は摩耗の有無。
 - 事業者は、前項ただし書の小型ボイラー又は小型压力容器については、その使用を再び開始する際に、同項各号に掲げる事項について自主検査を行なわなければならない。
 - 事業者は、前2項の自主検査を行なったときは、その結果を記録し、これを三年間保存しなければならない。

点検年月日 年 月 日	点検者	型式	製造番号
----------------	-----	----	------

○：正常 ×：異常があり動作が困難（不明の場合は弊社までご相談ください）

	点検項目	点検要領	点検結果 (○・×)
①	フタ・缶体のキズ、凹み、亀裂の有無	目視にて検査する。	
②	フタパッキンの汚れ、切れ、漏れの有無	目視にて亀裂、変色を検査し、滅菌運転時に漏れの有無を検査する。	
③	フタの緩み等によるガタ・ズレ・漏れの有無	手動にてフタ周り（特にヒンジ部）のガタ、缶体とのズレが無い検査し、滅菌運転時に漏れの有無を検査する。	
④	排気冷却タンクの水量確認 (排気ボトル内蔵型のみ)	排気冷却タンクの水量が減ってれば追加する (取扱説明書 保守・点検について 参照)	
⑤	電源コード、差込プラグおよびアース線の確認	電源コードの損傷、プラグ・端子部の緩み、ガタ、焼損がないか、アース線が接続されているか目視にて検査する。 元電源をOFFにするかプラグを抜いて行うこと。感電注意	
⑥	圧力計の指度の狂い	フタが開いている時OMP aになっているか検査する。 121℃（時間は任意）無負荷（被滅菌物を入れない状態）で運転した時、0.10~0.12MPa内にあるか検査する。	
⑦	漏電ブレーカは正常か	テストボタンを押し電源がOFFになることを検査する	
⑧	クランプの動作確認 (取扱説明書 保守・点検について 参照)	電源を入れ、フタを開けた状態でロックレバーを動作させ、全てのクランプが回転しているか、またフタロックレバーが引っかかりなくスムーズに動作するか フタを閉めた状態で（フタ上部を手で押さえて）フタロックレバーが引っかかりなくスムーズに動作するか	
⑨	管・弁の損傷・漏れの有無	運転停止時に排水弁を開け、排水されるか検査する。 各配管接続部、各弁の損傷を目視にて検査し、滅菌運転時に漏れの有無を検査する。(側板を外した状態で内部を確認)	
⑩	安全弁の漏れの有無	滅菌運転時、機器底の床面に漏れないか検査する。 (現行品は装置内にありホースにて機器底面に導かれている) (旧型は、機器背面に設置されている) 蒸気吹き出しによる火傷注意	
⑪	制御装置作動確認	通常使用温度（時間は任意）で滅菌運転したとき、全工程が正常に作動しているか検査する。	
⑫	日常使用している滅菌用水の確認	精製水：○ 水道水：○ 精製水,水道水以外：×	

備考 (×のときの対応内容、その他の措置等を記入)

また、上記の压力容器に関する点検に加えて、以下の項目を追加した弊社による定期点検（有料）をお勧めします。
 ご用命の際は販売店または弊社までご連絡ください。

電氣的安全に関する点検、各安全装置の作動確認、消耗品の点検・交換等
 追加で缶内（無負荷状態）の実温測定も承ります。

アルプ(株) 問い合わせ先 TEL：042-579-0531 FAX：042-579-0533 Mail：alpc@wonder.ocn.ne.jp